

第1279回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開催日 令和5年3月27日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第5号 高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について

日程第3 市教委第6号 高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の制定について

日程第4 市教委第7号 高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

日程第5 市教委第8号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について

報告 ○令和5年3月市議会代表質問・個人質問概要について（教育委員会関係）

○いじめの重大事態にかかる調査報告について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	岸 田 正 法
	人権・こども支援課長	中 井 昭 秀
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	教育政策課主幹	神 岡 純 子
	教育政策課主任	松 本 理

1 令和5年3月27日（月） 午後3時～午後4時20分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

松下教育長

ただいまから、第1279回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、お願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2から日程第4については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う、規則の制定・改廃議案になっております。それでは、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第5号から、日程第4市教委第7号までは、個人情報保護に関する一連の内容となっておりますので、個別の説明の前に、全体像について説明いたします。今回の制度全体の変更に伴いまして、教育委員会の定める規則等に影響がありますので、本日、議案としてお諮りするものでございます。

お手元の資料の中にA4横で「高知市個人情報保護法施行条例の概要」というカラーの資料があると思いますが、それをご覧いただけますでしょうか。

「1 個人情報保護法改正の背景と目的」というところの一つ目のひし形の印にありますように、デジタル社会形成整備法、正式には、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から適用されることとなります。この中で、教育委員会にお諮りする議案に関する部分を黄色でお示しております。

まず、左下の図のところですが、現在は、国・独立行政法人・民間については、それぞれに適用される法律があり、地方自治体はそれぞれが定める個人情報保護「条例」によって運用されておりますが、これからは右側の改正後にありますように、国・民間・地方公共団体など全てに同じ、個人情報保護法が適用され、地方公共団体については、法の範囲内で個別に条例を作ることになります。

ページの右側にいきまして、「2 新条例で定める内容」の一つ目のひし形にありますように、現行の条例は廃止し、高知市では施行条例を新たに制定することとなります。

以下、いろいろと実務上の留意点などを記載しておりますが、次のページの「3 新条例施行までのスケジュール」のところのマーカ一部分にありますように、条例に合わせて、高知市個人情報保護法施行細則も制定されることになっておりますほか、右側の「4 安全管理措置」の部分では、教育委員会としましても実施機関として様々な安全管理措置をとる中で、一番下にあります、実地検査などの監査につきましては、チェック機能のばらつき防止や業務の効率化の観点から、市長への補助執行とすることが記載されています。

以上が、全体像の中の議案に関する部分でございます。

今回の変更では、情報開示を請求する市民の側としてはあまり大きな影響はなく、個人情報収集して扱っている側の体制や手続きの部分の変更が主なものとなっております。

また、監査については、これまでよりも強化されることになりまして、制度としては、国が直接監査に入ることもできるようになっているところでございます。

以上が全体像になります。

それでは、日程第2 市教委第5号 高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について、ご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から高知市個人情報保護法施行規則が施行されるとともに、現行の高知市個人情報保護条例は廃止となりますので、高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則についても、廃止する規則を制定するものでございます。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

恐れ入ります。質疑ということではございませんが、事前にお願ひしたことについて、対応していただきましたこととお話いたします。

今回いただいております資料が、高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行規則について、高知市個人情報保護法施行規則の例によるものであり、一部を読み替えるだけということで、この高知市個人情報保護法施行規則の1ページ目を事前にいただいております。それは読み替えるところが1ページ目にしかないからということだったと思いますけど、ただあくまでここで承認させていただいて、高知市教育委員会所管に係るこの細則というのを定めるに当たっては、全体を見る必要があるのではないかという思いがあり、お願ひしましたところ、本日机上で配付していただいているというところでございます。

質問としましては高知市個人情報保護法施行規則が、いつ頃確定する予定であるのかという点がまず1点ございます。これがもしこのあと万が一にも変わってしまうと、ここで承認したものは、いずれこうなんであろうものを読み替えるということだけを確定した形になるわけです。手続き的に、期日の関係もあってやむを得ないとも思うのですが、高知市個人情報保護法施行規則がいつ確定しそうなのかということ、まずお聞きたいと思います。

あと、施行規則が結構細々と、例えば1ページ目の第5条、台帳等の整備等があったり、2ページ目で見ると、今初見で見ているものですが、個人情報ファイル簿を作らないといけないなど、いろいろとあって、教育委員会として、これらの体制は整っているのかということをお聞きたいです。その辺りの準備はどういうふうに進めていらっしゃるのかということも、概要で結構ですので教えていただければと思います。

また、2ページ目の第4項で「広聴広報課長は」とあるようなところは、特段読み替えはしないということですか。高知市教育委員会の分も市長部局でやる、そういうようなイメージになりますか。最初、1ページ目のところを読み替えるということで話が進んでいたのですが、市長部局の役職の方も、この細則には出てきています。もともと高知市の細則ですからそれはそのとおりだと思いますが、教育委員会として読み替えるべき部分は、1ページ第3条のところだけだと認識していましたので。

松下教育長

教育委員会として、責任を持って承認するために、いつできるのかというところをお願ひします。

教育政策課長

前段の確定時期ですが、先週末にもこの作業を行っている文書法制課に確認をしましたところ、まだ変更になる可能性があるということでした。ですので、ぎりぎりお示しできる範囲の資料とい

う形でお出しをさせていただいておりますが、大きく意味が変わらない範囲での表現のゆれにつきましては、教育長一任という形をもしとっていただけるようでしたらと思っております。2点目の2ページの第4項の「広聴広報課長は、」のところにつきましては、1ページ目の第6条のところです。4行ほどありますが、それぞれの所管課長は広聴広報課長に通知をしなければならないとなっており、それを受けた広聴広報課長は、と次のページへ続いていきますので、これは読み替える必要はないと考えております。

西森委員

ありがとうございます。

教育政策課長

いえ、もともとは資料が足らなかったことによります。

西森委員

そうすると、ここでいう所管課というのは、高知市教育委員会の中にある各課のことをいい、市長部局も教育委員会の各課、いずれも広聴広報課長に通知して集約していく、そこでそのあとの役割が書かれているという意味では、パラレルになって全然問題ないということですね。

教育政策課長

はい。

西森委員

ありがとうございます。

教育政策課長

次の日程第3のご説明の方の中でも、別紙の資料で説明できる内容もあると思います。

西森委員

はい。分かりました。

松下教育長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんか。

それでは、関連しているのですけれども、一度この第5条、廃止のところを採決させていただいて構いませんでしょうか。

西森委員

いつ廃止かという、公布の日から施行するとなっているので、例えば今日承認があれば、廃止はいつ付けになりますか。

教育政策課長

公布の日は令和5年4月1日を予定としておりますので、効力は3月31日と4月1日で切り替わるということになります。

西森委員

高知市個人情報保護法施行条例は4月1日から施行される、これはもう決定事項でよろしいですね。条例がなくなるのも確定ですからね。

教育政策課長

はい、そうです。

西森委員

施行規則を廃止するのは、これも確定でいいでしょうね。

そのあと何が適用されるかの、施行細則の部分が市長部局との関連でどうなるかがまだ不透明である。

教育政策課長

細かい文言のところについて、まだゆれる可能性が今週に至ってもあるという。

西森委員

日がいつになるかもまだちょっとということですね。

教育政策課長

日付けとしましては4月1日で、そこは動かないと思います。

松下教育長

これが動く、それこそ教育委員会の方で空白ができてしまうということになるので。それはほかのところも一緒ですね。

教育政策課長

その日付は動かないと思います。

西森委員

はい。分かりました。

教育政策課長

はい。ありがとうございました。

松下教育長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんか。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

市教委第5号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第5号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第6号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

日程第3 市教委第6号 高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の制定について、ご説明いたします。

先ほどと同じく個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本市では、高知市個人情報保護法施行条例と高知市個人情報保護法施行細則が施行されますことから、教育委員会におきましても、細則を制定するものでございます。

内容としましては、5ページにありますように、高知市の施行細則の例によることとして、「市長」とあるのは「教育長」に、「中澤副市長」とあるのは「事務担当教育次長」に、「総務部長」とあるのは「教育担当教育次長」に、それぞれ読み替えるものです。

本日差し替えをお配りさせていただきました資料、右上に「令和5年3月定例教育委員会資料2」と書いております「高知市個人情報保護法施行細則（案）」をご覧ください。第3条で安全管理措置責任者等を定めておりまして、アンダーラインを引いておりますが、「安全管理措置責任者が市長」、「総括保護管理者が中澤副市長」、「監査責任者が総務部長」の部分を読み替えいたします。もう一枚のA4縦の資料になりますが、「保有個人情報の安全管理措置について」をご覧ください。2の管理体制の表にありますように、市長部局・市長部局以外を含めまして、このような形で責任者や管理者を置くこととしております。教育委員会におきましては、教育長、教育次長、各所課長、補佐級職員、係長級職員までがそれぞれの役割に当たることとなります。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

大体分かりました。これについては内容確定前だけでも、読み替えるところまでは間違いなからうということで、それで承認をしてくかというようなこと、先ほどもちらっと出ましたが、細部については、教育長一任ということも併せてという、そのようなお話でしたね。

教育政策課長

はい。

西森委員

もう一つ、これは教育委員会の部門の問題ではないですが、第3条の3項に中澤副市長という個人の名前が出てくるところがありました。過去に教育委員会でも、条例や規則などいろいろ調べていた時に、何か変わると、規定も改正しないといけないというようなことがありました。ですから、何々担当などという、教育次長さんが特に担当がおありなんですよ。

教育政策課長

そうですね。

西森委員

何々担当副市長とかいうようにされたらいいのにと思いましたが、それを含めて今、市長部局でやられてると思いますので。結局、これが変わると連動して教育委員会も変えないといけなくなるんですよ。

教育政策課長

はい。「中澤副市長とあるのは」と使っておりますので、引っ張られる形になります。

西森委員

分かりました。やむを得ないのだろうと思いつつ、お聞きしました。

それからもう一つ、資料3の末尾2に、「委託基準及び特記事項等について令和5年2月頃庁内掲示予定」とあります。資料ができた時期が1月だったのかと想像しながら見ているところですが、これも市長部局のお話かとは思いますが、これはもう実施されているということでしょうか。

教育政策課長

はい。委託基準の詳細の内容は失念しておりますけれども、特記事項等については、新しいリニューアルされたものができており、この関係でいきますと、各種業務を委託している契約の中で謳っているところがございますので、その部分の変更契約になります。令和5年4月からの部分については新しい基準をちゃんと使うよう、そういった指示も入れているところでございます。

西森委員

そうですね。この契約変更手続きは細則が成立した後とか、令和5年4月1日以降に遡ってという感じで書いていくのですか。

教育政策課長

今の時点で手続きというところの稟議のスタート自体はしておりますが、効力が4月1日からになるような手続きをしております。

西森委員

大変煩雑ですね。ありがとうございます。

松下教育長

それではほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

先ほどの審議の中でありましたように、まだ変更になる可能性がある、それに連動して教育委員会の内容も変更の可能性があるが、大きく内容が変わる場合は、再度お集まりいただいたり書面開催を行いたいと思いますが、そうでない場合、大きく変わらない場合は、教育長に一任させていただきたいと思いますが、そのことも踏まえまして、市教委第6号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第6号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第7号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

資料は6ページ、7ページをご覧ください。

個人情報保護法による新たな運用に当たり、実施機関である教育委員会が行う事務のうち、市長部局が補助執行するものについて、追加する形で一部改正するものです。

8ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が新ということになっておりますが、安全管理措置に関する部分の「監査」を総務部広聴広報課情報公開・市民相談センターで行っていただく予定ですので、第3条と別表にそれぞれ所要の改正を行うものです。

説明は以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第7号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第7号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第8号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

まず最初に、10ページから11ページを差し替えということで、お配りさせていただいております。

職員職制規則は事務局や教育機関に配属される職員の職名を定めておりましたが、以前は、人事異動や機構改革等を考慮しながら職名を加除してきましたが、昨年度からは、理事や担当副参事など一般的な職名は残しつつ、年度ごとに必要な加除を行うこととしております。

11ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第4条第2項の3行目になりますが、学力向上指導主幹については来年度の配置がないため削ります。一方、そのほかの部分につきましては、配置予定に伴い、学力向上指導監、任期付主幹、再任用主査を加えるものです。

説明は以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

今回の変更について、これは何か異論があるということではありません。

目につくのが任期付という言葉かと思いますが、この任期というのは、こういった職員としての待遇の方であるとか、あるいはどういう方が充てられる可能性があるのかというのを教えていただければと思います。

岩原教育次長

定数を超えて、例えば国体をやるようなことがある時や期間が限られているというようなものであったりとか、それから専門的な知識を持った人を今期間だけ雇いたいといったときに、任期を定めて雇用をします。3年間など期間を決めて雇用ができる制度になっています。

西森委員

ハローワークではないですけど、教育委員会事務局のそういう人探しのシステムなどがあり、その中で任期付主幹、任期付主事を高知市若干名募集のような感じのものがどこかに出たりして、その趣旨は例えば国体なのか何か別のものか分かりませんが、何かしら分かるようになっていて、それを見た人が、これは私のようなものに声が掛かっているということではないだろうかと思ったら、応募して試験を受けて採用になれば3年間ぐらい仕事をし、そこで終わる。そういうイメージのものでよろしいでしょうか。

岩原教育次長

はい。

西森委員

これは事務局なので、学校現場に出ていくとかいうことはあまり想定はされていない。

岩原教育次長

はい。

西森委員

いろんな意味で、働き方が流動的になっていくという時代の流れの一つとってお伺いしております。学校現場に出る仕事だと、これまでちょっと問題があったように、本来非常に高い専門性と倫理感を持った人でないといけないという思いがあるわけですが、ここの方たちにつきましても臨時とはいえその間公務員なので、間違っても飲酒運転をしないようにとかその他もろもろ、倫理教育を徹底的にしておかなければならないと思います。

岩原教育次長

はい。

松下教育長

ほかに質疑等ございませんか。

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第8号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第8号は原案の通り決しました。

続いて報告事項です。「令和5年3月市議会代表質問・個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

A 4両面の資料で「令和5年3月市議会 代表質問・個人質問概要（教育委員会関係）」と書かれた資料をご覧ください。

3月6日から10日までの期間で行われました3月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる代表質問及び個人質問の概要について、ご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員14人中11人の議員から、全部で28問の質問がありました。

多かった質問といたしましては、「自転車安全対策」に関する質問が5問、「ネットリテラシー」に関する質問が4問、「学校給食」に関する質問、「学校施設」に関する質問、「特別支援教育」に関する質問が、それぞれ3問ございました。

その他の質問の詳細につきましては、資料の方をご覧くださいと思います。

報告は、以上でございます。

松下教育長

この件について、質疑等はありませんか。

谷委員

伊藤議員さんの質問の、ヘルメットの着用、これについては今後どんなふうに進めていくようになっていきますか。

山中教育次長

方向性として、子どもたちもそうですけれども、まず行政として、教育委員会の職員については努力義務と言われてもやはり公務員ということで、着用を進めていくというふうに教育長の方がお答えをさせていただいています。続いて学校の児童生徒、例えば久重小学校では、小学校でありますけれども、自転車の通学が認められておりますので、児童生徒ということのくくりで言いますと努力義務ですので絶対ではありませんが、今後も啓発は続けていく。というところで、まずは4月の校長会で校長先生方に、こういう法律の改正がなされるということ、そしてその重みについては教育委員会からお伝えし、保護者啓発も進めます。努力義務ですので強制はできません。可能な限り着用推進ということで、しっかりと考え、なお中学校につきましては強制というよりも、子どもたちの自主性、また子どもたち同士での取組方が重要であると考えております。ですので、これまで同様、生徒会中心の取組を更に進めていきたいということで、教育長が答弁いたしました。

谷委員

なるほど、いいと思います。

補助がありました、補助は今後も続きますか。

山中教育次長

来年度につきましても、県の補助、市の補助も継続する予定となっております、その財源につきましては、クラウドファンディングを本年度実施もしましたので、その財源も活用しながら取組を進めたいと考えております。

谷委員

分かりました。よろしくをお願いします。

西森委員

私から二つあります。まず一つ目が学校給食についてです。

給食費が増額されるわけですが、報道を見ているとやっぱりそれなりの反応が出てきているという感じがしています。このことについて幾つかご質問も出たようですけれども、撤回すべきだというような厳しいご意見とかが出ているかどうかというのが1点です。

それからもう一つ質問で言うと、9番の質問で、「公立学校6割が築30年を超えており、建て替えや改修に十分な予算がなく、不具合が見つかったら順次、直していくしかない」ということについて、ちょっと批判的なご意見かと思えます。これひよっとしたら天井が落ちた件かなというふうに思っていました。やっぱり保護者からすると、不安になる内容であったと思っています。これについてどういう回答をされたのかお伺いしたいです。以上です。お願いします。

教育政策課長

1点目の給食の案件につきましても、質問の方では、保護者に対して負担増を求めることになるところに対しましては、やっぱり物価上昇が根底にありますというところを説明した上で、値段値上げが続く中での負担増となりますけれども、これからも質を落とすことなく、しっかりと提供してまいります、ご理解いただきたいと回答をしております。

それから第2問の方でも、値上げ分は市としてカバーすべきものではないかというご意見もいただいで、ここについては市長の方から、仮に増額分を負担するとした場合は、概算でも8000万円以上かかる、一般財源でかかるということで極めて厳しい。全国市長会等を通じて、国の方でも全額

か一部かは別にしまして、これまでもしてきておりますが、これからも要望は続けるとのことでした。

西森委員

分かりました。ありがとうございました。

岩原教育次長

関係のところでのご質問ですが、高知市立学校の築年数が30年を超えておるところで、ご質問の前に、教育委員会としては、法律的な建物の点検というのがございますが、外壁の打点をする調査、それから目視調査など、そういった法的に定められた点検に関しては抜かりなく、きちっと対応してきている。特に介良小学校の爆裂で天井が落ちてきたという件ですけれども、それに関しての打点の調査は、令和4年度に学校全てやるという3年に1回の調査の期間になっておりました。そういうところで、緊急点検をやらないのかということ、法的に認められた点検で点検をした上で、もし何かあれば対応は修繕などやっていきますという形でお答えをさせていただいたところがございます。この不具合が見つかったら順次直していくというようなそういうことではなく、点検をしながら、点検の中での不具合があれば、それについてはきちんとすぐ直していきますという形で、教育長の方が対応させていただきました。

西森委員

この件に関しては、定期検査が先に先行していれば、異常が見つかって防げたらということになるんですか。結局、いつ落ちるか分かりませんという、落ちないと分かりませんという印象を受けてしまったと思います。ただ、定期検査を直前にもやっております、うちとしてはやることはやっていたがとなると、では、授業中にいつ天井が落ちてくるか分からないのですねというふうに迫られてしまうわけです。

逆に定期検査が、もう少しタイミングがずれてやっていれば、きっと分かって防げましたけれど、残念ながら先に落ちてしまったというのだったら、これはこれで不安は不安ですけど。うちの学校は来年度なのかとか再来年度なのかなど頭の中で思いながら、その間も落ちるか落ちないか分からないというような、やっぱり保護者にとれば、そこはすごく不安です。

不可抗力でどうしようもありませんというふうに関き直るのか、いや、こういう点はやることはできますし、現にこれもやっています、なおこれについても確認していきますというふうな何か一言があったら、ちょっと違う反応だったのかと思ったりもします。

確かあの時も、校長先生、教頭先生が目視でおかしいと思えば言っていますとのことでしたが、でもそれってまず気付かないですよと言ったら、そうですねという話ですよ。

できることとできないことがあり、できることについては精一杯やっているんで、めったなことではまず起きませんというところまであれば、多分もうちょっと安心できたのではないかという気はしています。

あれは休み中に、給食室が落ちたのですか。

岩原教育次長

そうです。

西森委員

ですよ。生徒が入る場所ではなかった、けどもし調理中だったりしたら、最悪火事であるとか、あるいは調理員さんたちの災害の問題であるとか、非常に重篤なことが生じた可能性がある。そういうような意味で、十分これで市民の方が納得、学校はやっぱり安全にできていると思ってくれたかどうかというところは、疑問があるのではないかという気はしています。

あれに関しては、点検時期のタイミングがずれていたら、気付けたらということでもいいのですか。要するに令和4年度に点検予定だったということですよ。そして点検前に落ちてしまったということですよ。

岩原教育次長

そうです。3年に1度の点検という間隔の間、そこで落ちてしまったというところでは。

ただ、毎年の点検に関しては、確かに学校長の方がおっしゃられていたとおり、一定学校の中については、点検をしていただくようには指導しておりますので、仮に落ちた部分がちょっとあったというような兆候が、ちょっとひび割れがあったなどであれば、そういうところを足がかりに点検、修繕をやっているところでは。

西森委員

分かりました。次にこれ、事故があつて人の命に関わったときに、基本的に前例がない事故であれば賠償責任を免れる場合があります。予見可能性がないということで。ただこれははっきりと予見可能性があるので、次に起きたら言い訳はもう一切きかないという状況だというくらい期間があるので、何年か前にその例があつたとなつたら、それでアウトです。

また引き続き取り組んでいただければと思います。

森田委員

一つお伺いできればと思います。ナンバー1から4ぐらいのところ、ネットの話を質問いただいていますけど、一つ目はこの議員さんがどういう提案をされたのか、ネットリテラシーに関してもっとその授業の中で使いなさいとか、いや外部講師を招きなさいであるとか、何か調査をしないなど、そういう具体的なご提案があつたのかどうかというところ、それはどういうご質問、提案をなさつたのかということと、それに対してこちらがどのように対応するというか、全部まだできていませんと言うのか、いやもうここまでやっていて、今後このようにやっていきますというようなお答えをなさつたのか。昨日ですか、新聞にも載っていて、子どもたちがかなり被害にもあつているとのことでした。少し間違えば、加害者にもなってしまうという、非常に恐ろしい状況がネットの中で起こっているとあつたので、教えていただけたらと思います。

人権・子ども支援課長

議員さんの方から具体的にこうすればいいんじゃないかという提案はございませんでした。

その上でネット、YouTubeの方で、県外の方が来られて、荒れている学校ということで、数校回ってランキングをし、その子どもたちを撮影してというような内容でした。

このことについてどう思っているのかという質問がございまして、それに関しては、やっぱり子どもたちがそういうふうにならなくなると、もう一生消えないものであるし、またこれがネットに流れることで、本当に日々一生懸命生活している子どもたちも含めて、評価がされてしまう、そういったものが今在校生ではない、これから入学してくる子どもたちにも影響を及ぼす心配がある、そういった部分では非常に遺憾であるというふうな感想をお伝えいたしました。その上で、具体的にどういうことを行っているのかということ。例えば、補導センターの方で、ネットリテラシーに関する、またそういったモラルに関する教室を開いていますので、そういったことをこれからも継続していくということ、それから、ネットは非常に便利なものであるんだけど、使い方を間違えれば加害者にも被害者にもなってしまう、そういったことを強く認識させていきたいということをお伝えさせていただきました。

森田委員

便利なもので、使えば使うほど、学力にも効果的なIT関係ではあるんですけども、本当に一歩間違えると、人の尊厳を傷つけるようなことにもなりかねるので、やっぱりみんなで何か特別にこう聞くというのもあるかもしれませんが、やっぱり授業の中でも取り入れたりとか。なかなか難しいと思いますけど、ここの質問というのは今どきの質問と思ひまして、ありがとうございました。

松下教育長

ほかに質疑等はありませんか。

委員一同

—————【は ー い】—————

松下教育長

それでは、次の報告事項については、個人情報に関わる内容であることから、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

松下教育長

[秘密会] を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____